

# ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

平成30年度  
補正  
(2次公募)

## 事業目的

足腰の強い経済を構築するため、生産性の向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者等の設備投資等の一部を支援します。

## 補助対象事業及び補助率等

事業を問わず【革新的サービス】、【ものづくり技術】のどちらでも応募申請可能です。

電子申請に完全移行  
紙の申請書提出不要

## 補助対象者

日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者(法人、個人事業者問わず)及び特定非営利活動法人に限ります。事業協同組合、協業組合等の中小企業組合も対象となります。

## 補助対象事業及び補助率等

本事業では、【革新的サービス】と【ものづくり技術】の対象類型に区分されています。また、「一般型」・「小規模型(設備投資のみ)」の事業類型が対象となります。裏面参照。詳しくは公募要領でご確認下さい。

## 事業実施期間及び補助対象要件

本事業の事業実施期間は、交付決定日から2020年1月31日(金)までになっており、事業計画及び発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きがこの期間内に完了するもの(原則、事業実施期間の延長はありません)、また、下記補助対象要件を満たしていることが応募申請の対象となります。

## 基本要件

- (1)どのように他社と差別化し競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性及び補助率アップ必要要件など、補助事業の申請にあたり、中小企業・小規模事業者等の事業をバックアップする認定支援機関により確認されていること。
- (2)申請者が特定非営利活動法人単体である場合、法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34業種)を行う法人であり、かつ認定特定非営利活動法人ではないこと。また、交付決定時までに本事業に係る「経営力向上計画」の認定を受けていること。

## 申請方法

本応募は、中小企業庁のポータルサイト「ミラサポ(<https://www.mirasapo.jp/>)」会員ページ内にリンクが設けられる「ものづくり補助金電子申請システム」を使用して、電子申請を行った場合のみ受付となります。

「電子申請システム」にアクセスいただくためには、「ミラサポ」の新規会員登録(無料)が必要です。未登録の方は、新規会員登録(無料)をお願いいたします。

「ミラサポ」の会員登録後、会員ページ内の「電子申請システム」にアクセスし、別途、ユーザーIDの新規登録(無料)が必要です。

※回線状況によっては申請送信がエラーとなる可能性があります。締め切り間際は回線の混雑が予想されます。締め切りを過ぎた場合の申請は認められませんので、時間には十分な余裕を持って申請を完了するようお願いいたします。

公募期間  
(2次公募)

受付開始:2019年8月19日(月) 13時  
応募締切:2019年9月20日(金) 15時

公募要領等は、沖縄県中小企業団体中央会のHPからダウンロードできます。<https://www.ocnet.or.jp/>

沖縄県中小企業団体中央会(沖縄県地域事務局) ☎(098)864-0080

T900-0016 那覇市前島3丁目25番1号 とまりん1階101号室

沖縄県中小企業団体中央会

検索

# 補助対象事業及び補助率等 (詳しくは公募要領をご確認下さい)

本事業では補助上限額、補助率、対象経費等については、事業類型、取得計画、企業規模等の要件によって異なりますので必ずご確認下さい。

対象類型 事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
一般型	<ul style="list-style-type: none"><li>概要:中小企業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。</li><li>補助金額:100万円~1,000万円</li><li>補助率:1/2以内(ただし、※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>の場合は2/3以内) ※<sup>1</sup> 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、令和元年7月31日までに固定資産税の特例率をゼロとする措置をした市区町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し、認定を受けた場合(変更申請の場合は新規の設備等導入を伴う計画であること)の補助率は2/3以内。 ※<sup>2</sup> 3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」(=「労働生産性」)年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成30年12月21日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。</li><li>設備投資:必要</li><li>補助対象経費:機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</li><li>その他:複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で1,000万円)。</li></ul>	
小規模型 (設備投資のみ)	<ul style="list-style-type: none"><li>概要:小規模な額で中小企業者等が行う革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を支援します。</li><li>補助金額:100万円~500万円</li><li>補助率:1/2以内(一般型の※<sup>1</sup>、※<sup>2</sup>と同様の場合、小規模企業者・小規模事業者、常時使用する従業員が20人以下の特定非営利活動法人の補助率:2/3以内)</li><li>設備投資:必要</li><li>補助対象経費:機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費</li><li>その他:複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で500万円)。</li></ul>	

## 電子申請の流れ (ものづくり補助金 電子申請 システム操作マニュアルをご利用ください)

### 1. 支援ポータルサイト(ミラサポ)の会員登録

- 以下、支援ポータルサイト(ミラサポ)にてミラサポの会員登録をしてください。



<https://www.mirasapo.jp>

メールマガジン登録ではなく  
ミラサポ会員登録を行ってください



### 2. 電子申請システムを利用するための必要なユーザー登録

- ミラサポ(<https://www.mirasapo.jp>)の「ログイン」ボタンからログインし、「ものづくり補助金 電子申請 平成30年度補正予算 二次公募」をクリックして、「新規登録」ボタンをクリックし、ユーザー登録を行ってください。電子申請用IDが必要です。

### 3. 電子申請システムにログインし、申請内容を入力

- 2のユーザー登録後、ユーザー登録時に設定されたメールアドレスにメールが送信されますので、そのメール本文に記載のURLをクリックし、電子申請を行ってください。
- 応募者のプロフィール、事業内容、経費・資金調達、申請書類の添付など、提出書類を作成するための必要情報を入力します。
- 応募申請【様式2(4)事業の具体的な内容 その1・その2】については、申請システムに直接画面入力する方法と、添付書類としてPDFデータを添付する方法があります。※ 電子申請システムが入力内容の形式不備などのチェックを自動的に行います。

### 4. 送信

- 入力内容に形式不備やエラーがなくなり、全ての項目の「作成状況」が「作成済」となった後、「申請」ボタンをクリックし、申請を送信してください。

※ 一度申請(送信)した内容は変更できません。「申請」ボタンをクリックする前に十分確認してください。

## 平成30年度ものづくり補助金電子申請サポートセンター問合せ先

システムのご利用方法がわからない場合は、  
右記サポートセンターにお問合せください。  
受付時間:平日9:00~17:00(土日・祝日を除きます)

フリーダイヤル: 0800-600-0258

メールアドレス: monodukuri30-denshi@gw.nsw.co.jp